

- 【会長】 議題「海老名市マンション管理適正化推進計画（案）について」事務局からの説明を求めます。
- 【事務局】 （資料1に基づき、事務局より説明）
- 【会長】 事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 【〇〇委員】 説明の中で「居住者・区分所有者の高齢化と建物の老朽化という2つの老い」という話がありました。そのうちの片方で高齢化に関連した管理組合に関する質問です。高齢化に伴い、役員・理事のなり手不足が問題とされていましたが、理事が不在となるケースも今後は十分に考えられるのではないかと思います。問題が顕在化する前に、行政も助言・指導の枠内での対応となるかとは思いますが、柔軟な対応が必要と考えています。この点はどのように考えているか教えてください。
- 【事務局】 委員のご懸念のとおり、高齢化は問題になってきている部分と認識しています。実際、昨年度実施したアンケートの中でも、居住者の高齢化を心配している管理組合は多く確認できています。居住者の高齢化自体を解決するのは難しいと思われるので、マンションの管理の適正化を図り、マンションの資産価値を維持・向上し、マンションの居住者の新陳代謝に繋げて行くことでカバーしていくものだと考えています。そういった考え方で今回の計画は作成をさせていただいています。
- 実際、管理組合では高齢化だけではなく、様々な問題も抱えています。そういった問題については、現在も継続して実施しているマンション管理相談会の実施や管理組合同士での情報交換できるような仕組み作りができるか良いのかなと考えております。
- 【〇〇委員】 この役員のなり手不足に関する勝手な意見なのですが、1つ目は、役員の条件。例えば、役員を親族などの息子まで範囲を広げ、若手に世代交代を促すというやり方。2つ目は役員の定数削減、役員報酬を設定するというような方法。3つ目は役員の任期で、実態調査の結果としては1年以下の方が多いうことでしたので、継続性も薄くなってしまいうので輪番制自体の考え方を改めて、任期を見直すという方法。こういった見直しを行ってもらうように行政が指導していくというの也被えられます。
- 最も注意が必要なのが、管理組合や理事会が存在せず、第三者の管理会社にすべてを委託してしまうということです。新聞記事になっていましたが、第三者の管理会社にすべて任せると「修繕工事も相場より割高な場合」や「修繕積立金が知らない間に蟻地獄のように吸い取られてしまう」といったケースがあるようです。
- マンション管理業界の昨年の調査では、第三者管理方式で管理を受託する会社は103社ほどあるようで、2年前から3割ほど増えているとのこと。国は先ほどのような悪質なケースを防ぐためにも急遽方針をまとめるようですので、認定制度の実施にあたり、懸念すべき点としてお話をさせていただきました。

【事務局】

様々な観点からのご提案・課題のご提示ありがとうございます。実際には管理組合で判断いただかないといけない部分もあると思っています。先ほどの輪番制に関しては、1年で全員が入れ替わるのではなく、半数ずつ入れ替わるようにするなどの方法で管理組合としての継続性を確保していくということも考えられます。関連団体様の協力を得て、実施しているマンション管理相談会でも、同様のご提案をマンション管理士が行っていたかと思しますので、そういった方法等も含めていろいろな情報を発信していきたいと考えています。

管理会社への委託に関してですが、全部委託という方法が「絶対的に悪い」というものではなく、管理会社の使い方という面もあるかと思っています。実際に関連会社に発注されてしまい、割高の修繕費を支払ってしまうということはあり得ることで、そういったことを防ぐためにも、管理の適正化を進める必要があると考えています。委員ご認識のとおり、管理組合や理事会が存在しないというケースもあるとは思いますが。そういったケースを減らしていくためにも管理計画の認定制度の認定基準には、理事会に関する項目が盛り込まれているものと認識していますので、認定制度を広げていくことで、そういったことも防いでいくことにつながるのではないかと考えています。実際には、関連会社だからこそ安価に実施できる場合もありますので、難しいかもしれませんが、何社か見積もりを取りながら、施工業者等を決めていくという形で対応してもらうのが一番良いのではないかと考えています。

【〇〇委員】

今の委員からご質問のあった件についてですが、マンション相談会で相談員をしている立場等から、現状を少しお話させていただきます。現状としては市内の管理組合の大部分が管理会社に委託を行っています。ご心配されていた委員のなり手不足への対応としての役員報酬や輪番制については、相談会に参加される管理組合だけかもしれませんが、それぞれで検討・対応されている状況かと思えます。

新聞ではいきなり第三者管理云々の話になってしまいますが、「役員のなり手不足」と「第三者管理方式の問題」は本来、違うものを指しています。管理会社の問題については、まず、管理組合と管理会社との関係を適正化していくことが大切であり、市の相談会や専門家の活用をしてもらうのが良いのではないかと考えています。

【〇〇委員】

本日のニュースで報道されていましたが、相続人がいなくなってしまう遺品部屋がマンションとして問題となっているようです。これについては遺言書などで相続人・権利継承者を確定していくことが防止していく上で、一番重要となるものと考えています。

先ほどの説明の中で、認定基準を高くしてしまうとそれはそれで目標が達成できなくなるとのことでしたので、認定基準に入れ込むのではなく、権利継承者の確定について管理組合に助言・指導や市から援助・情報提供を行っていくことが相続人がなくなったマンションをなくしていけるのではないかと考えています。このようなことが適正管理の中では非常に重要だと考えていますが、その点について何か事務局の考えはお持ちでしょうか。

【事務局】

ご質問ありがとうございます。高齢化が進んでいくと、次は相続の問題につながっていくのは当然の話だと認識しています。相続登記の義務化等も行われていく中で、空き家の問題とも関連してきてしまう部分ですが、委員のご認識のとおり管理の適正化を進める上では非常に重要な部分だと考えています。

【事務局】

委員からお話いただいたとおり、そういった相続に関する項目を基準に入れ込むのは個人の財産に関するお話になりますので、なかなか難しいと思っています。ですので、そういった点については、「情報提供体制の構築」といったものも取り組む施策として計画に記載しておりますので、相続の話だけではなく、様々な情報発信をしていきながらうまく対応できればと考えています。

【〇〇委員】

資料1の11ページのところ（管理計画認定制度の認定基準）に「長期修繕計画」について記載されていますがその関係で質問です。こんなことはないかと思いますが、管理組合や理事会が機能不全を起こしており、長期修繕計画を策定したのに、それに基づいた修繕に取り組まないといった場合には、どのような指導を考えているのか、教えてください。

【事務局】

基準に記載している通り、計画に基づく修繕が実施されていないのであれば、認定はできないものと考えております。実際には、「修繕積立金が計画より積み立てができていない」等の理由で計画通りに進まないパターンもあると思います。そういった場合には、その時点で計画の見直しを実施してもらうといった対応をしてもらう必要があると考えています。管理組合などが機能不全に陥ってしまうと、動き出しが非常に難しいとは思いますが、そういった場合には、県が実施しているマンションアドバイザーの派遣制度等も活用いただき、管理組合の適正化から取り組んでいただくことになると思います。法律に基づく、助言・指導をどこまで実施していくのかは、視野には入ってくる内容ではありますが、ケースバイケースということになるかと思えます。

【事務局】

少しだけ補足させていただくと、委員のお話は管理計画の認定の範疇、それ以外も含めて、管理組合・理事会が機能していないマンションに対する危惧ということかと思えます。そういったマンションであれば、そうなる前段で「管理組合の集会在年1回も開催されない」「修繕積立金が適正に積み立てられていない」といった目に見える事象が出てくるものと考えています。今、挙げたような事象に関しては、助言・指導を法律に基づき実施していく条件に合致してくるものとなりますので、法的措置を取っていくということも考えられます。

ただ、「取り組んでいない状態」に対して、「取り組みなさい」というのは行政が指導していく上で、非常に難しく、苦慮するものとなります。そこは先ほどの担当からも話があったとおり、そういったことをしないことによって、粘り強く働きかけていくことが重要で、行政として取り組んでいかなければならないものだと考えています。

【〇〇委員】

修繕積立金の件になりますが、昨今の資材高騰によって、積立金の増額が急遽行われているというのが実態としてあるかと思えます。そうなってくると、今度は積立金の支払不能者が出てくる可能性も十分にあって、マンションの老朽化や高齢者世帯の生活圧迫にもつながる問題だと思います。そんな中で、金融機関や行政から何かしらの支援を考えていかなければならないのではないかと思います。その点はいかがでしょうか。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。確かに修繕積立金の金額の話になると、そういった問題が出てくることは認識しています。しかし、正直なところ、マンションのみを対象にした金銭的な支援というのは非常に難しいと思っています。

【事務局】

ただ、先ほどの説明でご紹介したとおり、海老名市の場合、老朽化したマンションはそこまでの数は存在しない状況ですので、今時点から適正な管理を促していき、少しずつ金額を上げていくという方向もあるかと思えます。そういった緩和的な話になってしまいますが、そのような対応が海老名市の場合は、まだできる段階と想着っていますので、いかに早く取り組んでいくのかということかと考えて、計画策定に向けて動いているということとです。

【〇〇委員】

今の関連ですが、戸建ての住宅に関しては外壁の塗装等の補助金はあるのでしょうか。

【事務局】

事務局をしております、住宅まちづくり課の方でリフォームの補助制度に取り組んでいるところです。市の補助制度の仕組みでは、戸建ての外壁等は対象にしていますが、マンションに関してはあくまで専有部分の範囲内でのリフォームを対象としています。ですので、「マンションの外壁の塗装等を対象としたものではない」という状況です。

なかなか、そういった専有部分のリフォーム補助に取り組んでいる状況で、外壁などの共用部分の補助にも手を広げていくというのは、戸建てとの整合性を図っていく上では、難しいところだと考えています。ただ、その一方で先ほどの委員のご指摘のように積立金が支えられないという状況も理解できない訳ではありませんので、今後の研究・検討とさせていただきます。

【〇〇委員】

「戸建てであれば外壁もできるのに、区分所有だとできないのはなぜなのか」という話もあると思えます。長期的な視点の話になりますが、そういった支援というものも考えていく必要があると思えます。区分所有とそれ以外で差が生じているというのが、良いのかというのはやはり問題だと思えますので、検討課題としてよろしくお願ひしたい。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。検討させていただきます。

【〇〇委員】

資料1の14ページに管理計画認定制度のメリットが記載されていますが、これだけのメリットがあるのであれば、今後も市内には分譲マンションが建設されていくと思えますので、一定以上の規模に対しては、市の方から認定制度を活用してもらうように促しても良いのではないかと考えています。

押しつけになってしまうのかもしれませんが、適正な管理がされているマンションが増えていった方が、建設する側の負担は増えてしまいますが、長期的な視点としては良いのではないかと考えています。その点はいかがでしょう。

【事務局】

実際にそういった考え方は国もしておりまして、自治体の認定制度の前段にあたる、建設して売る前に認定を取るといった予備認定制度というものもあります。こちらはマンション管理センターという団体が実施しているもので、予備認定を受けた上で、分譲していくという仕組み自体は構築されております。

ですので、例えば開発の手続きで市役所に来られた方に情報提供として、チラシを配布するということは可能だと思えます。委員ご提案のような予防的な施策として、建設された段階から適正管理が実施されるというのは、非常に望ましいものであり、市としても目指していきたいと思えますので、そういった取組は検討していきたいと思えます。

- 【〇〇委員】 マンション管理士としての立場からの情報共有ですが、今、事務局から説明のあったとおり、ある程度大きな事業であれば、事業主が予備認定を受けているという事例はあります。海老名市においては、認定制度がスタートしていないこともあり、事例はまだない状況ですが、他の自治体ではそのような流れも出てきているところです。
- 【〇〇委員】 「実態調査で回答があった築40年を超えるようなマンション」又は「未回答のマンション」の中から何件か抽出して、一度現地を訪問してみてもどうかと思いますが、いかがでしょうか。実際の問題やその答えというのは現場にあるという考え方から、行き詰まりマンションの予備軍になっていないか以下の点を見るのはどうかという提案です。
- 1点目、建物の劣化状況を確認するのも重要ですが、ゴミ捨て場。ここに未分別のゴミが大量に放置されていないか。2点目、郵便受けに郵便物が大量に溜まっていないか。表札を出していない住戸（空き室）が多くないか。3点目、管理組合の収入源にある駐車場。これに空きが多くないか。4点目、掲示板の文書の有無。以上4点となります。ぜひ参考にしてみてくださいと思います。
- 【事務局】 ご提案ありがとうございます。現地の確認については、今後取り組まないといけない内容だと認識しています。現地訪問については、まずは調査に未回答のマンションが中心になってくると思っています。ご提案いただいた4点についてですが、敷地内に入って確認できるマンションもあれば、関係者以外立ち入り禁止とされているマンションもありますので、いただいたポイントも踏まえながら、できうる限りの対応・確認をしていきたいと考えています。また、できれば入居者の方にも少しお話をお聞きしながら、「管理組合がどうなっているのか」などの確認も併せてできるのが一番良いかなと思っています。
- 【〇〇委員】 マンション管理の話からずれてしまっていたら申し訳ないんですが、この計画は分譲マンションのみの計画ということで良いのでしょうか。
- 【事務局】 お見込みのとおり、分譲マンションのみを対象とした計画となります。
- 【〇〇委員】 賃貸の大規模マンションについてはどのように考えているのでしょうか。
- 【事務局】 この計画の根拠となる「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」自体が分譲マンションを対象にしているものとなります。ご質問の賃貸マンションについては、現在、国としても明確な方向性というものは示されていないという認識でいます。ただ、なぜ、賃貸の方が置いて行かれているのかというところになります。一番は所有者の数だと思っています。賃貸マンションは基本的には所有者がオーナーの一人、それに対して、分譲マンションは区分所有となっていて多数の所有者が存在していて、賃貸マンションは問題が起りにくいという認識でいるのだらうと感じています。
- 話題に出していただいたからには、賃貸ならではの問題も実際にはあるのだらうというのは何となくイメージはついているのですが、そこについては実態把握から始めていく内容だと思っています。今後の研究課題の1つとなると考えています。

【〇〇委員】

仕事柄、都内の賃貸マンションの建築にも関わることがあり、その中で思うことがあって話題にさせていただきました。今後は投資用にマンションを持つことが一般的になってくると感じており、投資目的なのでどんどん転売されていってしまうこともあると思います。オーナーは一人かもしれませんが、いろんな人が所有するとなった場合、どのような影響が出るのかが気になっています。また、マンションを建設すること自体が悪いこととは思っていませんが、今後は空き家も増えてくるという話もありますので、マンションを建てること自体もある程度規制していく必要も出てくるのではないかと考えています。

狭小地に小さい部屋でマンションを建設して有効活用を図ろうとするのが、果たして良いことなのかというのは考えていかななくてはならないと感じています。単身高齢者や若い人が減ってきたときに、果たして使えるマンションとなれるのか、そういったことも考えていく必要があると思っています。マンションの適正管理の話とは異なってきているかもしれませんが、将来を見据えて、市の取り組み等でそういったマンションの建設に係るルールをもう少し厳しくしても私は良いのではないかと考えています。

一定程度、そういったマンションを建てるのは構わないとは思いますが、今後、人口が減ってくるのは仕方がないことであって、その時にお年寄りが使えるようにエレベーターが整備されている等の将来を見据えたものを建設していかないと結局のところ壊すしかなくなってしまいます。作って壊しての繰り返しをするのではなく、ちゃんと次の時代に残せて、転用もできるような試みも大切かと思っています。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。なかなか住宅施策として手が出せる範囲なのか、難しい部分かとは思いますが、委員ご懸念の内容もごもっともなものだと思いますので、都市計画などとも連携をしていかななくてはいけないかと思っています。ご意見として承らせていただこうと思います。

【事務局】

委員からのせつかくの問題提起なのかなと思っておりますので、少しお話をさせていただきたいと思っています。ご意見の内容は非常に貴重な視点で、住宅行政としてもそこから目を背けてはいけない部分だと感じています。委員ご認識のとおり、大変難しい部分ではあります。例えば「ワンルームマンションのようなものが増えてきたときに地域にどういった影響があるのか」といったことも行政として考えていかなければならないと思っています。

小さい見直しを行うための開発の協議では、市としても協力しようと思っておりますし、先進自治体では行政の計画等で建設の規制に動いているところもあります。建設に関しては、建てる側の様々な立場からの意見もあるかと思っていますので、意見を聞きながら、事例研究などを長期的にやっていく必要があると考えております。

【〇〇委員】

先ほどの委員の話に関係してなんですが、外国人が所有者という問題。海老名市の場合にはこれからの話かと思いますが、転売されて海外の方が所有者となると今後どうなるのかなということが気になっています。海老名市ではないですが、荒れたアパートの所有が外国人だったという話もあります。投資となれば日本人だけではなくてきますので、そういったことも含めて頭の隅に置いておくべきなのかなと感じました。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。今のところ、マンションの管理組合などに行ったアンケートの中ではそういったご相談や状況は確認できていないところです。

- 【事務局】 ただ、委員のお考えも確かだと思しますので、そういった視点を持ちながら、今後、考えさせていただきたいと思します。
- 【〇〇委員】 今回の実態把握調査において、対象としたものが1万4,103戸、152管理組合とありますが、市内分譲マンションで管理組合がないというところはあるのでしょうか。把握されていれば教えてください。
- 【事務局】 回答いただいているすべての分譲マンションで管理組合が存在しているようです。残りの未回答マンションに関しては管理組合の有無も含めて、確認できていない状況です。資料1の指標の説明の際にも触れましたとおり、今後はそこを調べていかなければならないと考えているところです。
- 【〇〇委員】 先ほど顕在化はしていないが潜在化しているというお話がありました。その潜在化しているものの中には、管理組合がないというものも含まれていると思します。管理組合がないところが一番、問題が顕在化する可能性が高いと思しますので、計画の「実態調査未回答マンションへの対応の【検討】」ではなく、日付とか内容といった中に盛り込めるような表現があったらいいのではないのでしょうか。「検討」だと「逃げ」みたいな部分もあると思しますので。意見となります。
- 【事務局】 今回ご説明させていただいた資料1の13ページに成果指標の説明が記載されています。冒頭の説明でもお話いたしました、指標は2つありまして、委員ご懸念の部分はまさしく、この指標のNo.1の部分となります。実態を把握するためにアンケートを実施させていただき、それに対する回答率が69%程度。回答が無かったのが残り3割強となっております。管理組合の有無も含めて確認・連絡が取れていない状況です。ですので、今回、このマンション管理適正化推進計画を作って管理の適正化を図っていききたいというところです。
- 問題なのは、やはり「潜在化しているマンションをどうやって見える化するのか」という部分で、他の委員からもご提案があったとおり、現地調査等の様々な手段を持って、全数把握をしていきたいと考えています。その後の修繕計画を策定してもらおうとか、見直してもらおうという部分が指標の2つ目となり、この2つの指標で対応をさせていただきたいと考えております。
- 【〇〇委員】 152の管理組合等、1万4,209戸を対象にアンケートを実施したという記載がありましたが、1万4,060戸と152の管理組合等に出したということですね。管理組合が初めからあることが分かっている152件にアンケートを出しているという認識でよかったですでしょうか。
- 【事務局】 ここではあくまで分母が分かりやすいように「管理組合等」という表現を使用させていただきました。今回の調査では建物ごと、例えばA棟、B棟といった数え方をするのではなく、団地の数を数えた結果が152という数字となっております。ですので、記載の「152管理組合等」というのは、海老名市内に152の団地・分譲マンションがあるという意味であり、管理組合が組織されているかどうかまではわかっていなかったところです。

- 【〇〇委員】 では、そういった状況の中で、把握できていない部分をきちんと把握していこうということ
ことで理解しました。ありがとうございます。
- 【〇〇委員】 大変初歩的な質問で恐縮なのですが、「マンションとは」というところで、少し調べて
みました。そうすると、構造として木造・鉄筋コンクリート、階数としては4階以上とか
3階以上とか、30戸以上の規模だとか様々な定義が存在しているようでした。今回のマン
ション管理適正化推進計画の対象となるマンションについてはどのように整理しているの
か、規模などのルールがあれば教えてください。
- 【事務局】 簡潔にお伝えすると、「マンション管理の適正化の推進に関する法律」の対象になる者
が、本計画の対象のマンションとなります。今回の参考資料1に法律の抜粋を添付してお
りますので、そちらをご覧ください。定義として第2条第1項第1号にて掲げられている
項目に該当するものが法律でいうところのマンションとなります。
- ルールとしては、戸数や階数の制限はなかったかと認識しており、法律上も2以上の区
分所有者と記載されているとおりに、区分所有法に基づいて区分所有者が2人以上存在すれ
ばマンションという扱いになるかと思えます。
- 【〇〇委員】 法律上の定義は理解しました。海老名市もこれに基づいて、扱っていくということで良
かったでしょうか。
- 【事務局】 ご認識のとおりで、計画上もそのように整理をさせていただいております。
- 【〇〇委員】 委員の皆様のお話を伺っている中で、2つの論点があると感じました。マンションの管
理という観点で考えたときに、これを適正化していくこと自体には反対するお話はなく、
マンション管理適正化推進計画については、特段の問題はないのかなと思いました。
- 一方で、これを住宅マスタープランに載せるとなった時に、「そもそも適正なマンショ
ンとは何なのか」という議論が皆さんから出ていて、今回の案では1つの章として計画を
入れ込んでいて、一気にマンション管理の話になっていると感じます。本来、集合住宅は
こうあるべきという目標像を住宅マスタープランの中に入れないと成立しないのではない
か。その上で、マンションの適正管理って世界があるという構造関係ではないでしょうか。
- マンションを建設する際は容積の緩和、総合設計時にはボーナス、共用部の面積不算入、
さらには融資も優遇されるという得だらけの状況でありながら、管理ができない時には支
援・応援をしましょうという整理で今後のマンションは頑張れるのでしょうか。
- 「管理組合と自治会が別でなかなか話がまとまらなくて大変だ」じゃなくて、一緒に暮
らすということは、自治会を作るかどうかは別として自分たちで自治していく必要があっ
て、そこがうっかりされてしまっていると感じています。マンションとして一緒に暮らす
以上は管理の実施、人間関係の構築をしていく必要があると考えています。民生委員だっ
て200戸規模であれば、1人は出してくれということもあると思います。マンションとし
てそのような自治について取り組まないといけない中で、現在は取り組まなくとも様々な
ボーナスをあげてしまっているところだと思います。そういった問題を踏まえて、集合住
宅とはこうあるべきという理想像を住宅マスタープランでは整理・議論して、そこに向け
て管理のレベルを決めていくという流れが必要だと思います。

【〇〇委員】

そうしていかないと、一生懸命に戸建てを建てて自治会活動をして、子育てもした人がババを引いているような状態になってしまう。「空き家は管理しない方がよい」「集合住宅は高齢になったからわからないと言えばよい」住宅政策として、それで良いのでしょうか。そういう話になってしまうと思います。

一言申し上げるとすると、住宅マスタープランの基本目標である「多世代にわたり暮らせる住宅ストックの形成」。まず、スーパーがなくなったり、多世代にわたって暮らせるまちではなくなっていくという問題がこれから発生することが考えられます。基本的には、多世代にわたって暮らせる「まち」があって、その上に多世代にわたって暮らせる住宅がある訳で、そういった土地と住宅が一元化されていないという問題が根深く日本には残っているように思います。そのような整理がなされず、突然「マンション管理が大事です」という話になってしまう。

そうなってくると、やっぱり「集合住宅ってこうあってほしいよね」という部分が短くても抽象的でもよいので、住宅マスタープランにはあって、その上で「最低限このぐらゐの管理は必要ですよ」というロジックを皆さんは期待しているのではないのでしょうか。繰り返しにはなっていますが、「戸建てで一生懸命管理した人が一番損している」という、そんな感じになってしまうのは住宅施策としてどうなのかなと思ってしまいます。

計画案自体にはケチはないのですが、住宅マスタープランに入れ込んでいくのであれば、基本目標3のどこかにいきなり「マンション管理の適正化」が出てくるのではなく、そういった順を追った記載が必要なのではないかと思ひます。

集合住宅全体の方向性のような話になるので、マンション管理適正化推進計画には入れられないという事務局の趣旨はよくわかりますので、住宅マスタープランの方で対応してもらえないかなと思ひました。

【事務局】

ご意見ありがとうございます。お話のありました住宅マスタープランですが、住宅と謳っている部分については、戸建て・集合住宅の両方ともを兼ねています。ご指摘の「多世代にわたり暮らせる住宅ストックの形成」においても同様の整理で記載をしております。そういう意味では、マンションというような表現をした方が適正な部分があれば、見直し等を検討させていただきたいと思ひます。

【会長】

他にないようでしたら、質疑・意見を終了させていただきます。
本日の議題は終了しました。進行を事務局へお返しいたします。